

舞 鶴 総 第 62 号

令 和 2 年 5 月 26 日

舞鶴市議会議長
上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三

(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 8 号

訴え提起前の和解の申立ての専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり訴え提起前の和解を申し立てることについて専決処分する。

令和 2 年 4 月 8 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 申立ての趣旨

別紙和解条項(案)の概要のとおり

2 申立ての理由

市は市営住宅の借借人である相手方に対して滞納家賃の一括支払を求め、相手方は一括支払が困難な事情があるので分割での支払を求めたところ、市が相手方の求めを受け入れて譲歩することとし、和解が成立する見通しがついたため。

別紙

和解条項(案)の概要

1 滞納家賃の額及び支払方法

市と相手方との間で、平成 16 年 6 月 17 日に締結した市営住宅白鳥団地の建物(以下「本件建物」という。)の建物賃貸借契約(以下「本件賃貸借契約」という。)につき、相手方は、市に対し、滞納家賃合計 979,500 円の支払義務のあることを認め、次のとおり分割して支払う。

- (1) 令和 2 年 6 月から令和 6 年 3 月まで、毎月末日限り、21,000 円ずつ(合計 46 回)
- (2) 令和 6 年 4 月末日限り、13,500 円(最終回、端数処理)

2 家賃の支払

相手方は、市に対し、1 のとおりに滞納家賃を分割して支払うほか、本件賃貸借契約に基づき、毎月月末限り当月分の家賃を支払う。

3 遅延損害金の支払

相手方は、市に対し、1 の滞納家賃支払終了後 6 か月以内に、各滞納家賃額に対し、当該滞納家賃の当初の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 5 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を支払う。

4 支払方法

相手方は、市に対して、1 から 3 までの金員を、舞鶴市建設部都市計画課に持参し支払うか、市の指定する金融機関での窓口払の方法により支払う。

5 分割弁済の期限の利益喪失

相手方が 1 又は 2 の支払を 3 回以上怠ったときは、相手方は、当然に期限の利益を失い、市に対して、1 の金員から既払金を控除した残額を一括して直ちに支払う。

6 未払による賃貸借契約の解除

相手方が 1 又は 2 の支払を 3 回以上怠ったときは、市は相手方に対し、なんら通知催告を要せず、本件賃貸借契約を解除することができる。

7 賃貸借契約の解除

6 に基づき本件賃貸借契約が解除されたときは、相手方は、市に対し、本件建物を原状に回復して、即時に明け渡す。

8 残置物の所有権放棄

7 の場合、相手方は本件建物の明渡し後、本件建物内に残置した一切の動産類の所有権を放棄し、市がいかように処分しようとも異議を述べない。なお、残置物撤去に要する費用は、相手方の負担とする。

9 家賃相当損害賠償金の支払

6 の場合、相手方は、市に対し、本件賃貸借契約が解除された日の翌日から本件建物を明け渡した日までの家賃相当額の損害賠償金を支払う。

10 和解費用

和解費用は、各自の負担とする。

専決第9号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和2年4月20日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 損害賠償の額

341,000円

2 事件の概要

適切に設置されていなかった市所有の看板が、強風により吹き飛ばされたため相手方自動車に直撃し、車両を損傷させた。

3 発生年月日

令和2年3月5日

4 発生場所

舞鶴市字西吉原地内